

無期転換ルールとは 労働契約法第18条

- ▶ 同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条：平成25（2013）年4月1日施行）
- ▶ 対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。



※平成25（2013）年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です

定年後の継続雇用の高齢者には特例があります！ 要件：「有期雇用特別措置法」第二種計画認定を受ける。

第二種計画認定・変更の申請要領 (継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例申請)

申請窓口
問合せ先

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課
福岡市博多区博多駅東二丁目1-1
福岡合同庁舎新館4階
電話 〇九一四一四一四八九四

(赤字は記載例)

第二種計画認定・変更申請書

福岡労働局長殿

〇〇年〇月〇日

1 申請事業主

名称・氏名	株式会社 福岡工業	代表者職氏名 (法人の場合)	代表取締役社長 福岡 太郎
住所・所在地	〒() 福岡県福岡市〇区〇〇〇-〇〇	電話番号	()
		FAX番号	()

担当者 総務課長 〇〇〇〇

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

① 高年齢者雇用推進者の選任

- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

① 行うこととしている雇用管理措置として該当するものに✓（1か所以上）
✓した措置を実施することが分かる資料を添付（提出書類一覧の②）

↑処分結果の電話連絡先

3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

② 実施している高年齢者雇用確保措置に✓

② 継続雇用制度の導入

③ 希望者全員を対象

- 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

③ 「継続雇用制度の導入」に✓を付した場合には、いずれかに✓

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合